



電子マニフェスト

電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者で産業廃棄物情報を共有することにより、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認できるようにしたシステムです。

導入のメリット

●事務処理の効率化

- ・パソコンで登録や処理終了報告が可能
- ・紙マニフェストを使用しないため5年間の保存義務や保管スペースが不要
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要



●法令遵守

- ・必須項目がシステムで管理されているため入力漏れを防ぐことが可能
- ・システムからの通知で運搬等の処理終了の確認漏れを防ぐことが可能



●データの透明性

- ・処理状況は三者で確認が可能
- ・データの修正などはお互い承認して実行



三者が常に把握・確認できる

6 残置物の処分

解体等工事の際に建物に残置されている不要な物^{※5}は、元請業者ではなく発注者(建物所有者等)が処理する必要があります。特に、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物は、保管事業者(PCBを使用していた者)が期限までに処分する必要がありますので、工事現場で安定器等が見つかった場合は発注者に連絡してください。PCB廃棄物の譲受や譲渡は原則禁止されています。



業務用蛍光灯の安定器

低圧進相コンデンサ

※5 家具や電気機器など。一般家庭の残置物は一般廃棄物となり、また事務所の残置物は産業廃棄物又は一般廃棄物となり、廃棄時に他法令で定められた手続きが必要となる場合があります。

連絡先一覧

機関名	所在地	電話番号	管轄する地域
県北地方振興局 県民環境部環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 北庁舎4階	024-521-2722	二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局 県民環境部環境課	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号	024-935-1502	須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局 県民環境部環境課	〒961-0971 白河市昭和町269番地	0248-23-1421	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局 県民環境部環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	0242-29-3908	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局 県民環境部県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1	0241-62-2062	南会津郡
相双地方振興局 県民環境部環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地	0244-26-1237	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

※廃棄物の排出・保管場所が中核市内(福島市、郡山市、いわき市)の場合には、各市担当課までお問い合わせください。

発行 福島県産業廃棄物課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7259

このパンフレットは、福島県産業廃棄物税により作成しています。 令和6年3月作成

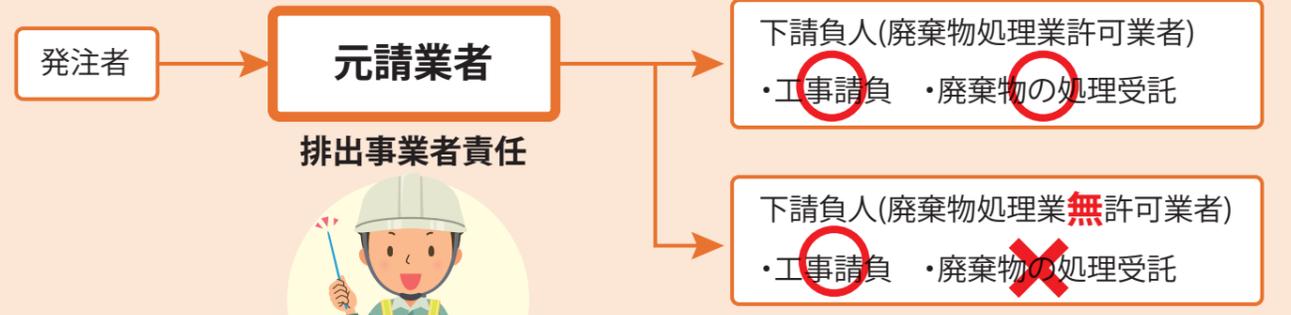


建設・解体工事を行う皆様へ

～建設系廃棄物を適正に処理するために～

1 建設系廃棄物にかかる処理責任

- ◆建設・解体工事に伴い発生する建設系廃棄物の処理責任は、元請業者(発注者から直接工事を請け負う者)にあります。
- ◆元請業者は、建設系廃棄物を自分で処理するか、又は産業廃棄物処理業の許可を有する業者に処理を委託しなければなりません。
- ◆建設・解体工事の下請負人が建設系廃棄物の不法投棄・不法焼却などの不適正な処理を行うと、元請業者にも責任が及びます。元請業者は、排出事業者として、適正に処分されるまで処理状況を確認してください。



- 注意** 下請負人が建設系廃棄物を運ぶ場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可^{※1}が必要です。
- ※1 許可不要の特例は、次の条件を満たす場合です。この特例で運搬する場合であっても、元請業者が、処分業者と委託契約を行い、マニフェストも交付する必要があります。
- ①発注者からの請負金額が500万円以下の工事(解体・新築等を除く。)又は引き渡された建築物の瑕疵の修繕工事
②特別管理産業廃棄物ではない
③1回当たりの運搬量が1m³以下
④元請業者が所有等する県内又は隣接県の保管場所又は処分場までの運搬
⑤途中で保管をしないこと
⑥5項目を全て満たし、運搬について工事請負契約書等に記載され、元請業者の確認を受けた書面を携帯すること。
- 注意** 下請負人も建設系廃棄物の保管方法を守る必要があります。
- ☆解体等工事では、石綿の飛散防止等のため大気汚染防止法及び労働安全衛生法の遵守や手続きが必要な場合があります。

2 建設系廃棄物の保管方法

保管基準

- ◆保管場所の周囲に囲いを設けること。
- ◆保管場所に縦横それぞれ60cm以上の大きさの掲示板を設置すること。
- ◆廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう措置を講ずること。
- ◆最大保管高さ、最大保管量上限を守ること。
- ◆石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、特別管理産業廃棄物(廃石綿等)は分別して保管すること。

注意 元請業者が建設系廃棄物を工事現場以外に保管する場合には、保管量の上限(当該保管場所からの平均搬出量の7日分)を超えないように保管する必要があります。

掲示板の例

産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	〇〇工業(株) 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市△△町1番地 管理部 ×× ×× TEL 〇〇-〇〇
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
最大保管高さ	1.8m

※屋外で容器を用いずに保管する場合は法令で定められた最大保管高さも記載

保管届出

元請業者が工事現場以外の場所に建設系廃棄物を保管する場合には、事前の届出が必要です。

届出の根拠	保管場所の面積	届出先
廃棄物処理法	300㎡以上	県地方振興局又は中核市
条例※ ²	300㎡未満	県地方振興局

※2 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(保管場所が中核市内(福島市、郡山市、いわき市)の場合は対象外)



3

建設系廃棄物の運搬方法

飛散防止・分別

- 容器、シート等を必要に応じて使用
- 石綿含有産業廃棄物等は他のものと混合せずに区分

車両への表示内容

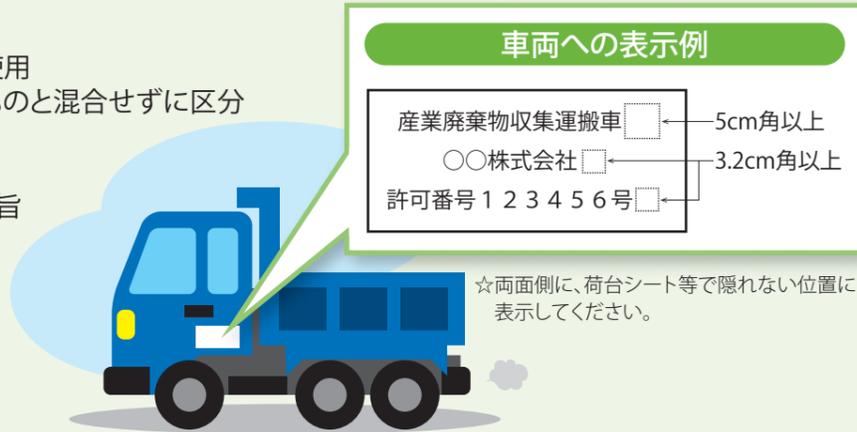
- 産業廃棄物を収集運搬している旨
- 事業者名
- 下6けた以上の許可番号※³

携行する書類

- 産業廃棄物管理票※⁴
- 収集運搬業許可証の写し※³

※3 元請業者が運搬する場合は不要

※4 元請業者が運搬する場合は必要事項が記載された書類。元請業者の運搬先が自社の産業廃棄物処理施設等の場合は条例に基づく産業廃棄物処理票が必要(工事現場及び産業廃棄物処理施設等が県外及び県内中核市の場合を除く)。電子マニフェスト使用の場合は電子マニフェスト加入証(写し)及び受渡確認票(電子情報可)。

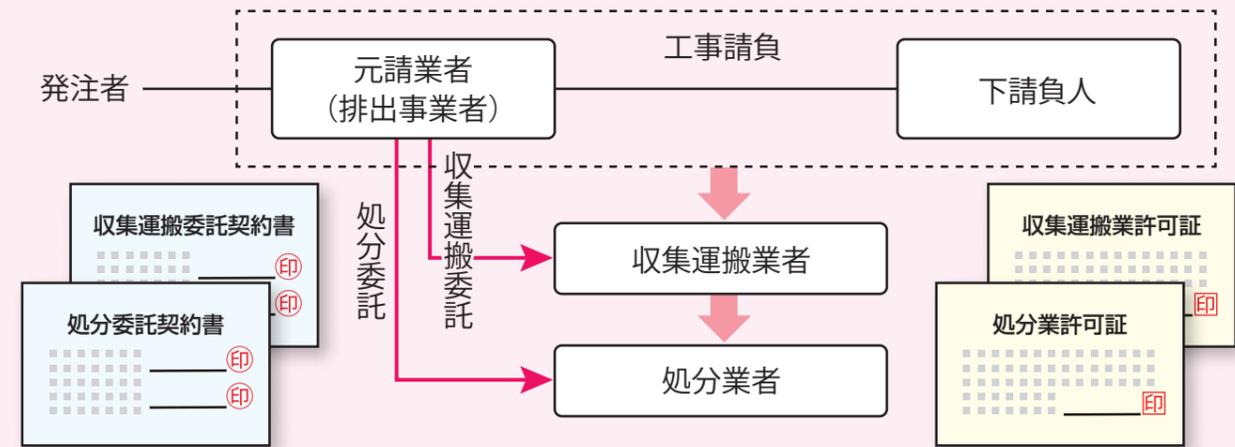


4

建設系廃棄物の処理委託契約

元請業者は、建設系廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物処理業の許可を有する事業者(収集運搬業者及び処分業者)とそれぞれ契約を締結しなければなりません。

→ : 廃棄物の流れ
← : 委託の流れ



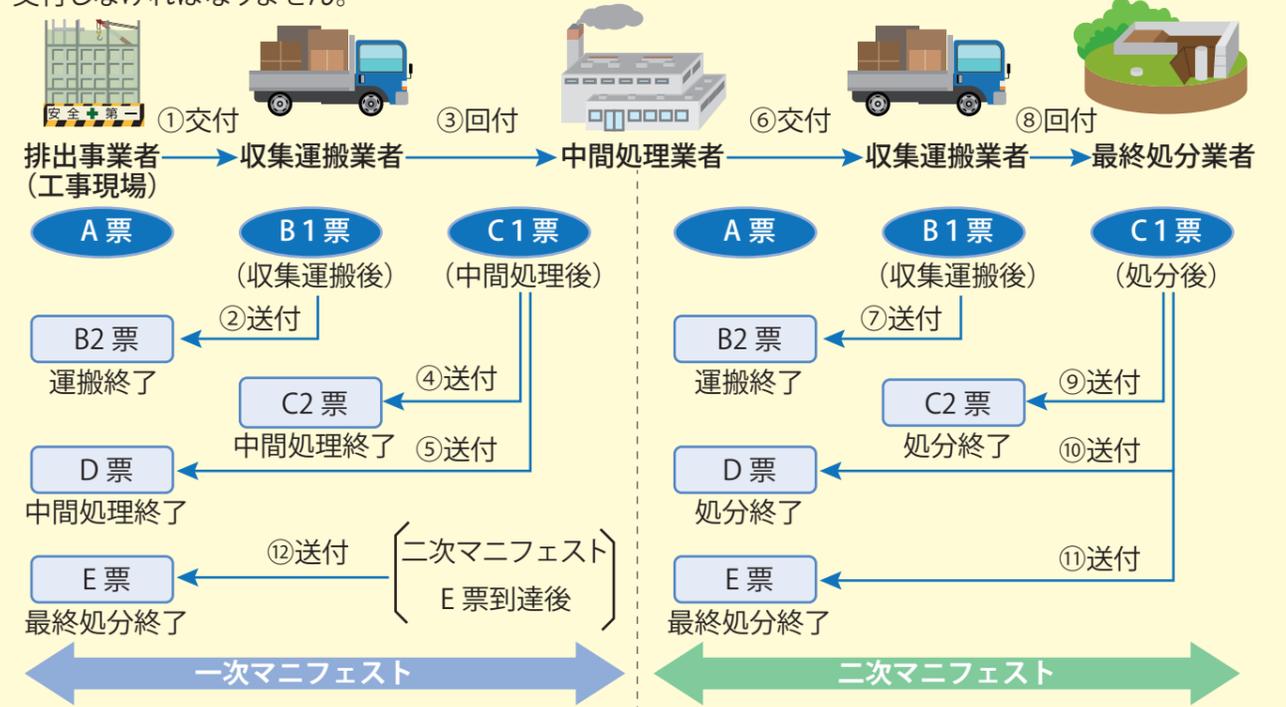
注意 元請業者は、契約の際に契約相手の許可証を確認し、有効な許可業者であること、取り扱う産業廃棄物の種類などを確認してください。

注意 委託契約書は契約終了の日から5年間保存してください。

5

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

元請業者は、建設系廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。



元請業者が記載する事項

- ① 交付年月日
- ② 交付番号
- ③ 交付担当者
- ④ 排出事業者 (元請業者の住所、氏名・名称、電話番号)
- ⑤ 事業場 (工事現場の所在地、名称、電話番号)
- ⑥ 産業廃棄物の種類(品目・数量)、形状・荷姿
- ⑦ 最終処分の場所(所在地、名称)
- ⑧ 運搬受託者 (住所、氏名・名称、電話番号)
- ⑨ 運搬先の事業場 (所在地、名称、電話番号)
- ⑩ 処分受託者 (処分業者の住所、氏名・名称、電話番号)
- ⑪ 積替え又は保管 (場所の所在地、名称、電話番号)

元請業者の手続きの流れ



産業廃棄物管理票交付等状況報告書

排出事業者(元請業者)は、毎年6月30日までに前年度(前年4月1日~当年3月31日)の1年間分の産業廃棄物管理票の交付状況を県又は中核市に報告しなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト) E		
産業廃棄物管理票(マニフェスト) D		
産業廃棄物管理票(マニフェスト) C		
産業廃棄物管理票(マニフェスト) B		
産業廃棄物管理票(マニフェスト) A		
交付年月日 ①	交付番号 ②	交付担当者 ③
排出事業者 ④	事業場(作業所) ⑤	
産業廃棄物の種類	数量	形状・荷姿
品目 ⑥	⑥	⑥
中間処理産業廃棄物	最終処分の場所 ⑦	
運搬受託者	運搬先の事業場 ⑨	
処分受託者 ⑩	積替え又は保管 ⑪	
有価物収集量		
運搬の受託担当者サイン/印	処分の受託担当者サイン/印	最終処分年月日
運搬終了年月日	処分終了年月日	
最終処分を行った場所		